

新旧対照表
(コミート利用特約の改正)

2026年10月7日

改定後	改定前
第10条（支払遅延等による停止および解除） 加盟店が利用料金の支払いを遅延した場合（所定の期日における自動引き落としの失敗を含む。）、当社は事前の通知なく直ちに本サービス（本システムおよび付随するサービスの利用を含む）を一時停止することがある。当社の故意または重過失による場合を除き、本措置により生じた加盟店の損害について、当社は一切の責任を負わない。 2 前項の支払遅延が生じた場合、当社は、本システム上におけるアラート表示その他の当社が適当と認める方法により、相当の期間（14日間等、当社が別途指定する再支払い期限）を定めて支払いの催告を行うものとする。 3 前項に定める再支払い期限を経過してもなお加盟店からの支払いが確認できない場合、当該期限の経過をもって、当社は本サービス利用契約を解除するものとする。 4 第2項および第3項にかかわらず、加盟店が本サービスの利用料金の支払いを2か月以上滞納した場合、または加盟店が当社もしくは当社関連会社の定める加盟店向け規約（原約款を含むがこれに限らない）の解除事由に該当した場合、当社は、原約款第29条の規定にかかわらず、本特約および原約款に基づく加盟店指定を、催告を要することなく直ちに解除（完全退店・決済端末の利用停止）することがある。	第10条（支払遅延等による停止および解除） 加盟店が利用料金の支払いを遅延した場合、当社は事前の通知なく直ちに本サービス（本システムおよび付随するサービスの利用を含む）を一時停止することがある。当社の故意または重過失による場合を除き、本措置により生じた加盟店の損害について、当社は一切の責任を負わない。 【追加】 <u>2 前項の停止後、当社が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず支払いがなされない場合、当社は本サービス利用契約を解除することがある。</u> 3 前項にかかわらず、加盟店が本サービスの利用料金の支払いを2か月以上滞納した場合、または加盟店が当社もしくは当社関連会社の定める加盟店向け規約（原約款を含むがこれに限らない）の解除事由に該当した場合、当社は、原約款第29条の規定にかかわらず、本特約および原約款に基づく加盟店指定を、催告を要することなく直ちに解除（完全退店・決済端末の利用停止）することがある。

附則 <u>第1条（効力発生日）</u> 2026年10月7日付の本特約の改定は、2026年11月1日より効力を有するものとする。	附則 <u>第1条（施行期日）</u> 本特約は、本サービス（有料サブスクリプションプランを含む）の正式提供開始日として、当社が別途本システム上または当社ウェブサイト等にて告知する日（以下「施行日」という。）から施行する。 <u>第2条（事前周知および適用の特例）</u> 当社は、施行日の1か月前までに本特約の内容を加盟店に周知するものとする。当該周知が行われたうえで、加盟店が施行日以降に原約款に基づく決済サービスを利用した場合は、本特約に同意したものとし、施行日より本特約を適用する。 <u>2 前項の規定にかかわらず、加盟店が本システム上の同意手続その他当社が定める方法により個別に本特約に同意した場合、本特約は、施行日の到来を待たず当該同意をした日をもって当該加盟店に対して効力を生じるものとする。</u>
--	--